

平成 27 年度第 2 回日本スポーツ少年団委員総会 議事録 (案)

日 時 : 平成 28 年 3 月 5 日 (土) 14:00~16:05

場 所 : シダックスホール (渋谷シダックスビレッジ) 7 階 E ホール

出 席 者 : <本部長・副本部長> 4 名  
坂本本部長、山井副本部長、井上副本部長、三屋副本部長  
<常任委員> 9 名  
伊藤、望月、三和、富田、岡本の各常任委員  
※委任: 原、神谷、宗像、工藤の各常任委員  
<委 員> 47 名  
佐藤 (北海道)、江渡 (青森県)、谷藤 (岩手県)、村上 (宮城県)、  
福原 (秋田県)、村田 (山形県)、星 (福島県)、高山 (茨城県)、  
青木 (栃木県)、小林 (群馬県)、佐藤 (埼玉県)、田村 (東京都)、  
佐々木 (神奈川県)、佐藤 (山梨県)、柴 (長野県)、緒方 (新潟県)、  
北東 (富山県)、岡村 (石川県)、刀根 (福井県)、森村 (静岡県)、  
神野 (愛知県)、奥野 (三重県)、松浪 (岐阜県)、矢田 (滋賀県)、  
松本 (京都府)、河野 (大阪府)、平山 (奈良県)、安川 (和歌山県)、  
政近 (岡山県)、吉長 (広島県)、住谷 (香川県)、組橋 (徳島県)、  
明比 (愛媛県)、川田 (高知県)、田中 (福岡県)、伊東 (佐賀県)、  
野田 (長崎県)、吉田 (熊本県)、土江 (大分県)、原田 (宮崎県)、  
武田 (鹿児島県) の各委員  
※委任: 河野 (兵庫県)、椿 (鳥取県)、河原 (島根県)、長田 (沖縄県) の各委員  
※代理出席: 本城 (千葉県)、中村 (山口県)

構成員の 2 分の 1 以上の出席【総数 60 名のうち出席 60 名(委任/代理出席含む)】に  
より会議成立 (「日本スポーツ少年団設置規程」第 15 条)

<事 務 局>河内事務局長、小林部長、菊地課長、他少年団課員 6 名

設置規程第 14 条第 2 項により、坂本本部長を議長として議事に入った。

<議案>

1.東日本大震災に伴う日本スポーツ少年団における特別措置の平成 28 年度の取り扱いについて《資料No.1》

平成 23 年度から実施しているスポーツ少年団における特別措置の平成 28 年度の取り扱いについて、登録料の納入免除及び資格有効期限が平成 28 年の認定育成員の研修会参加免除とすることについて諮り、これを承認。

なお、平成 29 年度の取扱いについては、特別措置を廃止し、通常登録とする方向で平成 28 年度中に検討することとした。

2.平成 28 年度日本スポーツ少年団事業計画及び予算について《資料No.2-1,2》

平成 28 年度の事業計画については、昨年 5 月開催の平成 27 年度第 2 回常任委員会及び第 1 回委員総会において承認を得るとともに、事業計画に基づく予算の編成については坂本本部長一任としていた。その後、補助金要望に伴う変更、専門部会での協議結果等を踏まえ、日本体育協会内で全体的な調整を行った平成 28 年度事業計画及び予算について説明し、これを承認。

【事業計画 (平成 27 年度からの主な変更点)】

- ①「1.指導者養成・研修」の「5)幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム (以下、ACP) 普及促進」の「普及講習会」は、平成 28 年度から参加料を 2,160 円とする。  
また、平成 28 年度から新たに「講師講習会」を全国 3 会場 (各会場 50 名程度・1泊2日) で開催し、参加料は 4,320 円とする。

- ②「5.国際交流」のうち、日独の指導者による交流は「2016 年日独青少年指導者セミナー」（文部科学省委託事業）として実施する。
- ③「6.広報出版」の「1)情報誌『Sports Japan』」の発行形態を変更する。  
 具体的には、平成 27 年度までは通常号＜年間 6 回（奇数月、64 ページ）＞と、特別号＜別冊・年間 2 回（11 月・3 月、64 ページ）＞を発行していたが、平成 28 年度からは特別号発行月の 11 月・3 月号は、現行の通常号と特別号を 1 冊に合併（96 ページ）し、増ページ号として発行し、他の 4 回については、従来同様、通常号（64 ページ）として発行する。

## 【予算】

### <収入の部>

- ①「1.登録料」は、平成 27 年度の登録者数から推測した増減を勘案し、1 百 82 万 8 千 1 百円減の 3 億 4 千 4 百 51 万 1 千 9 百円。
- ②「2.補助金等」は、各補助先等への要望額を取りまとめた結果、6 百 85 万 6 千 6 百円減の 1 億 6 千 9 百 35 万 4 百円。
- ③「3.負担金」は、認定員養成講習会の参加者数の増等を見込み、全体で 1 千 1 百 54 万 3 千 7 百 20 円増の 1 億 3 百 56 万 4 千 7 百 20 円。
- ④「4.協賛金」は、62 万円減の 1 千 72 万円。
- ⑤「5.雑収入」は、37 万円減の 90 万円。

以上、収入合計額は、平成 27 年度予算額に対し、1 百 86 万 9 千 20 円増の 6 億 2 千 9 百 4 万 7 千 20 円。

### <支出の部>

- ①「1.指導者養成・研修」は、「(2) 認定員（スポーツリーダー）養成講習会」の参加者数増に伴う経費の増等を計上し、合計で 1 千 2 百 51 万 2 千 5 百 15 円増の 1 億 1 千 8 百 71 万 6 千 5 百 15 円。
- ②「2.指導者協議会」は、平成 27 年度と同様の事業に、65 万 1 千円減の 2 百 29 万 8 千円。
- ③「3.リーダー養成・研修」は、平成 27 年度と同様の事業に、合計で 38 万 3 千 5 百円減の 8 百 94 万 5 百円。
- ④「4.国内交流」は、平成 27 年度と同様の事業に、合計で 4 百 23 万 6 千 5 百円増の 9 千 8 百 11 万 6 千 5 百円。
- ⑤「5.国際交流」は、日独の指導者による交流を「日独青少年指導者セミナー」として実施することと、「日中青少年スポーツ交流」が団員、指導者とも派遣の年にあたることから、合計で 8 百 95 万 3 千 6 百円減の 6 千 2 百 65 万 1 千 4 百円。
- ⑥「6.広報出版」は、情報誌「Sports Japan」の発行形態の変更に加え、各種資料の作成数の見直しを行い、1 千 2 百 25 万 3 千円減の 6 千 8 百 40 万 8 千円。
- ⑦「7.少年団顕彰」は、表彰物品の見直しにより、68 万 1 千円減の 1 百 19 万 1 千円。
- ⑧「8.研究調査」は、各種会議の開催経費と第 9 次育成 5 か年計画の遂行に必要な経費として、46 万 6 千円減の 4 百 49 万 6 千円。
- ⑨「9.スポーツ活動サポートキャンペーン」は、平成 27 年度と同様の事業に、55 万 4 千円減の 6 百 18 万 2 千円。

- ⑩「10.組織整備強化」は、登録者数の実質減に伴う比例配分額の減と Web 登録の実施に関連する配分基準の見直しを踏まえ、7 百 36 万 2 千円減の 1 億 2 千 7 百 6 万 4 千円。
- ⑪「11.登録認定関係」は、Web 登録システムの開発終了と登録手続きの Web 化に伴う登録用紙の作成・送付にかかる経費の減額を踏まえ、1 千 4 百 86 万 2 百円減の 2 千 4 百 25 万 1 千 8 百円。
- ⑫「12.運営諸費」は、スポーツ少年団関係事業に関わる職員等の人事異動や昇任・昇格に伴う対応と、会議に係る経費の節約執行を念頭に、56 万 6 千 5 百円減の 7 千 3 百 5 万 7 千 5 百円。

以上、支出合計額は平成 27 年度予算額に対し、2 千 9 百 98 万 1 千 7 百 85 円減の 5 億 9 千 5 百 37 万 3 千 2 百 15 円。収入から支出を引いた収支差額は、3 千 3 百 67 万 3 千 8 百 5 円。

なお、各種補助金・助成金については要望額を計上しており、今後変動する可能性があること、また、事業計画及び予算は 3 月 9 日開催の日本体育協会の理事会並びに 3 月 23 日開催の同臨時評議員会で、日本体育協会全体の事業計画及び予算として承認を得ることを説明の後諮り、これを承認。

#### <主な意見>

- ・ 平山委員 予算書(案)の収入の 3.負担金(1)参加者負担金の金額が先日開催されたブロック(奈良県)ク会議時に配付された資料における金額と異なるのはなぜか。
- ・ 事務局 日中交流における参加負担金について、一人あたりの単価に誤りが見つかったため、修正したものである。
- ・ 田中委員 「幼児期からの ACP 普及促進」について、平成 28 年度から参加料を徴収する理由(福岡県)と、その単価設定の根拠を教えてください。また、支出について、どのような項目に支出するのか教えてください。
- ・ 事務局 参加料については、受益者負担の考え方にに基づき徴収することとした。また、単価設定については、他の研修事業の単価も踏まえつつ、特に講師講習会においては、2 日間の日程であることや、参加者が幼児期 ACP を普及する際に活用できる講義用資料等を作成・配付することから、4,320 円とした。  
支出については、会場の借上費、講師の謝金・旅費交通費、教材作成費等に充当される。
- ・ 吉長委員 予算書については、円単位ではなく千円単位で作成してはどうか。(広島県)
- ・ 事務局 実行ベースによる積み上げで予算を作成したことから、円単位となっている。平成 29 年度予算の作成時には、対応を検討したい。

### 3.平成 30 年度全国スポーツ少年大会及び競技別交流大会の開催地について《資料No.3》

平成 30 年度の開催地について諮り、原案の通り承認。

- 第 56 回全国スポーツ少年大会 茨城県
- 第 40 回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会 長崎県
- 第 41 回全国スポーツ少年団剣道交流大会 山口県
- 第 16 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会 大分県

### 4.日本スポーツ少年団「第 10 次育成計画」骨子について《資料No.4》

本年 1 月から 2 月にかけて開催したブロック会議と、その後の専門部会における意見を反映した「第 10 次育成計画」のサブタイトルの設定と骨子について諮り、これを承認。

今後は、専門部会を中心に具体案を作成し、6 月開催の常任委員会と委員総会にて確認後、具体案に関する各都道府県の意見聴取を実施することとした。

## 5.「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けたスポーツ少年団の取組み」

### 全体計画について《資料No.5-1,2》

基本的な考え方に基づく、取組みの具体的な内容をまとめた全体計画について諮り、これを承認。

平成 28 年度中には、必要に応じて実行チームを編成し、予算を含めた個別の実行計画を作成することとし、実施可能な取組みについては、順次取組みを開始することとした。

#### <主な意見>

- ・ 平山委員 日独スポーツ少年団同時交流の団員の年齢は 15～24 歳であるが、日独ユースキャンプの団員の年齢が 16～20 歳となっているのは間違いないか。
- ・ 事務局 16～20 歳という年齢設定については、あくまでドイツが提案したものであり、決定されたものではないことから、今後調整していきたい。

## 6.常任委員(東海ブロック)の欠員に伴う新委員の選出について《資料No.6》

「日本スポーツ少年団設置規程第 12 条 2 項」に基づき、日本スポーツ少年団委員を退任（平成 28 年 3 月 31 日付）する東海ブロック選出の常任委員である森村謙司氏（静岡県スポーツ少年団本部長）に代わる新委員として白砂清一氏（静岡県スポーツ少年団次期本部長）を選出することについて諮り、これを承認。

なお、任期については前任者の森村氏の残任期間である「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年度日本体育協会定時評議員会終結時」となる。

#### <報告事項>

### 1.スポーツ少年団登録者処分基準の制定及び関連規程・制度

（スポーツ少年団登録規程・指導者制度・リーダー制度）の改定について《資料No.7-1～4》

「スポーツ少年団登録者処分基準」の制定（平成 27 年 11 月 9 日付）と、制定に伴う「スポーツ少年団登録規程」「日本スポーツ少年団指導者制度」「日本スポーツ少年団リーダー制度」の改定（平成 27 年 11 月 9 日付）について報告。

### 2.スポーツ少年団登録者処分基準に基づく処分について《資料No.8》

スポーツ少年団登録者処分基準の制定以降に発生した処分について報告。

なお、本件以外にも、処分基準制定前の事案に関する報告が複数県から提出されているほか、本会にて設置している「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」へもスポーツ少年団における事案について相談が断続的に寄せられていることから、今後も、スポーツ少年団の活動現場からの暴力行為等の根絶に向け、各種啓発活動等に取り組むことを確認。

### 3.日本スポーツ少年団指導者協議会規程の改定について《資料No.9》

日本スポーツ少年団指導者協議会規程の改定（平成 27 年 11 月 9 日付）について報告。

#### <主な改定内容>

- ・（構成）第 4 条  
改定前 協議会は都道府県スポーツ少年団の指導者協議会で構成する。  
改定後 協議会は都道府県スポーツ少年団の指導者協議会等で構成する。

・（規程の変更）第 10 条

改定前

この規程は全国協議会の合意を得たのち、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を受けて変更することができる。

改定後

この規程は全国協議会の合意を得たのち、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を受けて変更することができる。

ただし、関係する規程の変更に伴う条項番号等の修正に限っては、委員長の確認・了解の上で、全国協議会の合意を得ていなくとも、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を受けて変更できることとし、変更した内容については、全国協議会へ報告するものとする。

4.全国スポーツ少年団大会開催基準要項及び全国スポーツ少年団競技別交流大会開催基準要項の改定について《資料No.10-1,2》

平成 27 年 10 月にスポーツ庁が新たに設置されたことに伴う開催基準要項の改定（平成 28 年 3 月 4 日付）について報告。

＜主な改定内容＞

- 全国スポーツ少年団大会開催基準要項（11.大会役員）
 

名誉顧問	「文部科学省大臣」	→ 「スポーツ庁長官」
顧問	「文部科学省スポーツ・青少年局長」	→ 「スポーツ庁次長」
参与	「文部科学省体育参事官」	→ 「スポーツ庁健康スポーツ課長」
- 全国競技別交流大会開催基準要項（15.大会役員）
 

名誉顧問	「文部科学省大臣」	→ 「スポーツ庁長官」
顧問	「文部科学省スポーツ・青少年局長」	→ 「スポーツ庁次長」

＜主な意見等＞

- ・ 吉長委員 ブロック会議でも提案したが、全国スポーツ少年団バレーボール交流大会における（広島県）マネージャーの条件（年齢）について、検討いただけたか。
- ・ 事務局 マネージャーについては、要項において「スポーツ少年団登録をしている団員又は指導者」と規定されており、団員（小学生）がマネージャーとして活動している実態もある。なお、参加にあたっては、所属都道府県スポーツ少年団本部長から推薦されることから、危惧しているような小学 1 年生をマネージャーとして推薦するケースは想定しにくいと認識している。

5.日本スポーツ少年団「第 9 次育成 5 か年計画」の進捗状況について《資料No.11》

第 4 年次の主な取り組みについて、以下の通り報告（各番号は施策項目の番号を表す）。

○1.組織の整備強化

(3) 登録システムの改善

Web 登録システムについて、平成 27 年度は一部地域において試運用を実施。平成 28 年度から Web 登録を開始予定。

○2.指導者・リーダーの養成及び指導体制の拡充

(2) 指導者の研修促進

平成 27 年度は「幼児期からの ACP」普及講習会を実施。平成 28 年度は普及講習会に加えて、講師講習会を実施予定。

### ○3.活動の充実

#### (2) 団員の加入及び継続活動充実

##### ①新規団員の獲得

青少年スポーツ振興プロジェクトと各部会が連携し、団員減少の要因を分析するため、笹川スポーツ財団の協力を得て、平成 14～26 年度の登録データを都道府県別、競技別等の 2 次分析を実施。平成 28 年度は、より具体的な実態を把握するため、一部の地域においてヒアリング調査などを実施し、具体的な対応策を検討予定。

##### ②幼児加入のための条件整備

「幼児期からの ACP」の普及を開始。平成 29 年度からの幼児の登録に向けて、平成 28 年度中に登録規定施行細則の改定について検討予定。

#### (4) 国内交流事業の充実

全国スポーツ少年大会及び全国競技別交流大会の実施形態（対象年齢や実施方法等）の変更に関する検討を開始。

#### (5) 国際交流事業の充実・拡充

第 42 回日独同時交流ドイツ団受入の際に日独スポーツ少年団国際交流協定書に調印。本協定では、日独スポーツ少年団同時交流の参加団員の年齢上限を引き上げ（22 歳⇒24 歳）、同交流における青少年保護措置を正式に導入。

また、日独スポーツ少年団同時交流では、参加団員の定員での派遣に向けた対応策として、第 43 回の募集では参加条件に「都道府県スポーツ少年団本部長の特別推薦枠」を新たに設定。

#### <主な意見等>

- ・ 田中委員 障がいのある子どもの加入促進について、平成 26 年度に調査しているが、5 か年（福岡県）計画のまとめとするとともに、その後の増減を確認するための調査を実施してほしい。ちなみに、福岡県内における障がいのある子どもが所属する団数は、平成 25 年度は 7 団（全体の 0.6%）のみであったが、平成 26 年度は 15 団（1.9%）、平成 27 年度は 27 団（3.6%）と徐々に増加傾向にある。
- ・ 事務局 調査の実施については、専門部会で協議・検討したい。
- ・ 松本委員 幼児のスポーツ少年団登録の開始は平成 28 年度から実施するのか。（京都府）
- ・ 事務局 「幼児期からの ACP」の作成が予定から 1 年遅れたため、平成 28 年度中に登録規程を改定し、平成 29 年度から実施する予定である。
- ・ 松本委員 平成 29 年度から全国スポーツ少年大会の参加対象を中学生と高校生に変更することを検討されているようだが、参加者が集まるのか懸念している。現在の参加対象のままで良いのではないか。プログラムを変更することについては、ぜひ検討いただきたい。
- ・ 事務局 全国スポーツ少年大会の開催形態については、平成 29 年度大会から変更する場合、平成 28 年度の早い段階で方向性を決める必要があることから、近日中に、書面による各都道府県への意見聴取を実施する予定である。

### 6.平成 27 年度日本スポーツ少年団ブロック会議の終了について《資料No.12》

各ブロックとも開催主管都県の協力により予定通り終了した旨を報告。

また、会議では、「平成 28 年度日本スポーツ少年団事業計画及び予算」について協議し、大筋で了

解が得られたこと、また、「日本スポーツ少年団第 9 次育成 5 か年計画の進捗状況」、「日本スポーツ少年団第 10 次育成計画」等に関する多くの意見を得て、各専門部会で検討を行っている旨を併せて報告。

## 7.その他

・組橋委員(徳島県)から次のとおり報告。

昨年 8 月に徳島県において開催された第 37 回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会において、A 県に関わり以下のような事案が発生した。

- A 県が守備側の時に、複数の選手の連携による行き過ぎたトリックプレーを行い、その試合に勝利した。
- 試合前のノックの際、捕手へヘルメットを着用させないなど、「競技運営に関する取り決め事項」に順守しない問題があった。

なお、上記事案については、大会期間中、定例の指導者ミーティングにおいて、この問題を共有するとともに、「フェアプレイ宣言」を踏まえた、子どもたちの指導について確認を行った。

上記報告事項について、いずれも了承された。

### <その他>

- ・平成 28 年度日本スポーツ少年団常任委員会及び委員総会の開催日程について《資料No.13》  
平成 28 年度の会議開催日程を報告。

### <情報提供>

- ・「オリンピック・パラリンピックムーブメントの実現に向けたアクション&レガシープラン [スポーツと健康] (中間報告)」について《資料別冊》  
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会より、情報提供。

以上、全ての議事を終了し 16 時 5 分閉会。